

会 議 録

1 会議名

平成 26 年度 2 回上越市環境審議会環境マネジメントシステム部会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成 26 年度第 3 四半期環境目標達成状況及び法規制監視測定結果について（公開）

①環境目標達成状況

②法規制監視測定結果

(2) JMS 内部環境監査の結果について（公開）

①内部環境監査の結果

3 開催日時

平成 27 年 3 月 4 日（水） 午後 2 時 00 分から 3 時 30 分まで

4 開催場所

上越文化会館 4 階 小会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

委 員：田村 三樹夫、小山 貞榮、飯川 俊夫、

事務局：村山環境保全課長、金山環境保全課副課長、佐藤環境計画係長、

小松原主任、海津主任、渡辺主事

8 発言の内容

(1) 平成 26 年度第 3 四半期環境目標達成状況及び法規制監視測定結果について

(事務局) 「資料 1」、「参考資料」、「資料 2」に基づき説明)

(小山委員) 風力発電施設は、今後も修繕し発電を継続していくのか。

(事務局) NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助金で設置した風力発電施設であるが、耐用年数が 17 年であり、耐用年数を迎える前に廃止する場合は、補助金を一

定の額返還しなければならない。即時廃止した場合の補助金返還額と修繕しながらでも発電による売電収入を得た場合とでは現時点で、発電を継続したほうが経費の面では得策である。また、風力発電施設は、市の再生可能エネルギーの取組のシンボルでもあることから、総合的に判断して耐用年数を迎えるまでは発電を継続していく。

(飯川委員) 資料1の1ページにある「保全地域の指定箇所数」について、期別目標が「関係機関への説明を行った状態」で達成となっているが、指定が行われたことで達成とすべきではないか。同様に、2ページにある「減農薬・減化学肥料による水稻栽培の面積」についても、数値目標を掲げているのであれば、数値の達成をもって達成とすべきではないか。

(事務局) 数値としての最終的な達成状況は年度末に公表することとなる。期別目標は、指定に至るまでの過程を目標にしているため、現段階で関係機関への説明が終わっていることから達成としている。

(飯川委員) 達成度をパーセントで表記するか、「評価時期未到来」としたほうがよいのではないか。資料1の3ページにある「環境目標達成状況月別明細表」は、行が多く見づらいため、もっとわかりやすいまとめ方を検討してほしい。特に、エネルギー消費量の削減目標については、経済産業省に提出している定期報告書の様式のように経年変化がわかるようにしてほしい。

(事務局) 施設の廃止等により基準値の見直し、目標値の見直しを行っていることからこのようにしているが、今後見やすさを検討していきたい。

(飯川委員) 参考資料2ページにある「エネルギー種別の消費量」で、ガソリンの消費量が増加しているのはなぜか。

(事務局) 基準消費量の基となっている過去の実績値の集計漏れがあった可能性がある。

(田村部会長) ガソリンの主な使用用途は、庁用車ではないのか。

(事務局) 省エネ法の取扱いでは車のエネルギー消費量は把握する対象に含まれない。ガソリンの消費量は、学校等で使われている除雪機械や草刈機等における使用が該当する。

(小山委員) ガソリンの使用用途を明記してほしい。

(田村部会長) 省エネの取組で約 2,800 万円を削減できたのは、環境マネジメントシステムで管理した効果である。ノーカーデーの 4 月実績が良いのは職員の異動の影響か。

(事務局) 異動や気候の影響が大きいと考えている。冬は足元が悪く、公共交通機関の運行状況が不安定になることが多いため、取組実績が低下傾向にある。

(2) JMS 内部環境監査の結果について

(事務局) 「資料 3」に基づき説明)

(飯川委員) 資料 3 の 1 ページに内部環境監査の実施頻度として、「年 1 回以上実施し、3 年間で全ての実行部門・課等の監査を実施する」とあるが、監査員の人数を増やすことで、少なくとも年 1 回全課等の監査を実施すべきではないか。

また、今回「重大な不適合」の判定を受けた総務管理部門と教育部門は、環境に関して指導的立場にある部門であり、厳しく対処すべきである。

(事務局) 監査の頻度や監査員の人数については、今後検討する。重大な不適合は、教育部門で 2 件あるが、ISO 認証時に学校そのものが対象に含まれていなかったこと等の影響がある。

教育や研修等を徹底して行い、職員の意識を高めるとともに事務局からの指導も強化していきたい。

(田村部会長) 内部環境監査の質次第で環境マネジメントシステムの運営が変わるため、監査員がしっかりと指摘をし、適正な是正処置が行われていれば、システムは充実する。内部監査全体の統括を副課長に任せ、課長は、内部環境監査自体の適合性や有効性について監査するのもよいのではないか。

- (飯川委員) 内部だとどうしても甘えが生じてしまうため、監査自体の監査は外部に委託したほうがよいのではないか。
- (事務局) 全国的には、似たようなシステムを運営している他の自治体や、民間のコンサルティング会社に依頼するという手法がある。
- (小山委員) 例えば、近隣の自治体と相互に監査する交流監査の実施は可能か。
- (事務局) 協議次第であるが、まずは内部環境監査の体制を充実させることを優先したい。
- (田村部会長) JMS が目指すべき方向をリスクマネジメントとすれば、全庁的に JMS の取組が受け入れられるのではないか。近年の ISO の考え方もその方向である。今の環境目標では直接関係がない課等が多くあるため、今後、各部門の業務に則った部門の環境目的目標を設定すれば、各部門の JMS の PDCA 取組も良くなると思う。
- (事務局) 環境目標には直接関係していない課等においても、各課で取り組んでいる「環境に配慮した取組」というものがある。この取組を前面に出すことで、職員の取組意識も向上し、外部にも PR できると思う。JMS が環境のマネジメントだけで終わることがないように、有効な活用方法を検討していきたい。

9 問い合わせ先

自治・市民環境部環境保全課環境計画係 TEL：025-526-5111（内線 1524）

E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

市役所木田庁舎、南出張所、北出張所及び各区総合事務所に備え付けてある会議資料もあわせてご覧ください。